

事 務 連 絡

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

地方運輸局自動車交通部旅客（旅客第一）課
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

自動車局旅客課

地方分権改革に係る平成 3 0 年の地方からの提案等に関する対応について
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係）

標記については、「平成 3 0 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）」を踏まえ、以下のとおり対応することとしたので、都道府県協議会等に対し周知徹底されたい。

1. 生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則 1 ヶ月前に変更申請を行う運用としているが、当該変更の発生事由が 1 ヶ月前以降に発生するなどやむを得ない場合については、現行の運用においても 1 ヶ月前以降の申請を受け付けていることから、この事務連絡をもって当該運用に関して改めて周知を図ることとする。
2. 生活交通確保維持改善計画に記載する補助対象年度以降の費用等について、補助対象期間の計画と比較して、翌年度及び翌々年度の計画が同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみの場合については、その旨を記載することで足りることとする要綱改正を来年度予算成立後速やかに行うこととする。
3. 生活交通確保維持改善計画の作成に関し、記載誤りの防止及び計画作成事務の負担軽減を図る観点から、自動計算可能な様式を提供することとする。

以 上